

広島県告示第千百二十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項の規定によつて、介護予防福祉用具貸与に係る指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年十一月十九日

広島県知事 藤田雄山

指定介護予防サービス事業者 名称	介護を予行するサービス事業所 名称	指定年月日
ウエルビィ株式会社	の主たる事務所在地所 東京都港区六本木六丁目一〇番一号	介業護を予行するサービス事業所 サンキ・ウエルビィ広島福祉センター
用具センター	所 在 地 広島市安佐南区山本二丁目九番一八号	所 在 地 平成一九年一月一日